

令和2年11月市議会総務委員会資料

第175号議案 長崎市火災予防条例の一部を改正する条例

目次

長崎市火災予防条例の一部を改正する条例の概要について	1～2ページ
長崎市火災予防条例新旧対照表	3～6ページ

消 防 局

令和2年11月



長崎市火災予防条例の一部を改正する条例の概要について

1 改正理由

電気自動車の走行距離の延伸を求める利用者の増加などを背景として、当該自動車に搭載される電池の大容量化に伴い、その電池を充電するための急速充電設備の普及が予想されることから、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号）の一部が改正されたことを受け、長崎市火災予防条例（昭和37年長崎市条例第6号。以下「条例」という。）に規定する急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準等を見直すとともに、その他所要の整備を行うもの。

2 改正内容

- (1) 対象火気設備等のうち、急速充電設備の全出力の上限を50キロワット（平成24年制定）から200キロワットまで拡大するもの。
- (2) 急速充電設備の全出力の上限の拡大に伴い、急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準の細目を改正するもの。
- (3) 全出力50キロワットを超える急速充電設備については、消防署への設置の届出を要することとするもの。
- (4) その他所要の整備を行うもの。

3 施行期日

令和3年4月1日

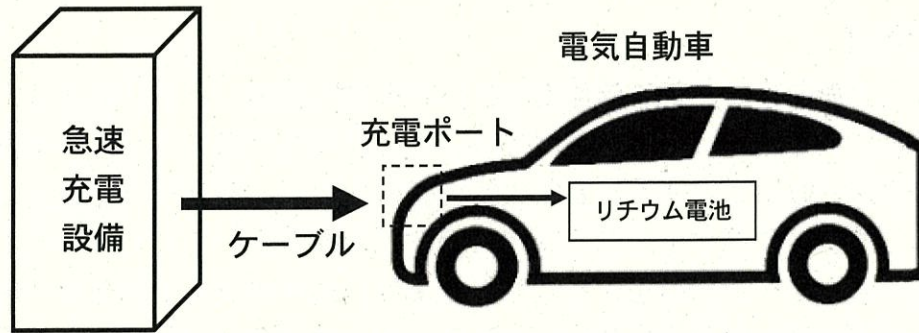
4 経過措置

この条例の施行の際現に設置され、又は設置工事中に係る改正後の条例第11条の2第1項に規定する急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準の適用については、これまでの基準を適用する。

5 根拠法令

- (1) 消防法（昭和23年法律第186号）
- (2) 消防法施行令（昭和36年政令第37号）
- (3) 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令
(令和2年総務省令第77号)

6 急速充電設備の概要



急速充電設備（外観）



電気自動車へ充電中

7 充電時間等の比較

充電設備の種類		改正前	改正後	コンセント 普通充電 (1.5 kW)
		急速充電 (50 kW)	急速充電 (200 kW)	
走行距離	160 km	約 30 分	約 7.5 分	約 14 時間
	80 km	約 15 分	約 3.75 分	約 8 時間
設置場所		自動車販売店、物品販売店舗等		住宅等

8 長崎市内の急速充電設備設置状況

令和2年11月1日現在、14か所に設置され、その全てが国が示す安全規格に適合している。

No.	設置場所	設置数
1	自動車販売店	7
2	物品販売店舗	3
3	ホテル	2
4	駐車場	1
5	宗教施設	1

9 長崎市火災予防条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(燃料電池発電設備)</p> <p>第8条の3 屋内に設ける燃料電池発電設備(固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であつて火を使用するものに限る。第3項及び第5項、第17条の2並びに<u>第52条第11号</u>において同じ。)の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号(アを除く。)、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第17号(ウ、ス及びセを除く。)、第18号及び第18号の3並びに第2項第1号、第11条第1項(第7号を除く。)並びに第12条第1項(第2号を除く。)の規定を準用する。</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>(燃料電池発電設備)</p> <p>第8条の3 屋内に設ける燃料電池発電設備(固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であつて火を使用するものに限る。第3項及び第5項、第17条の2並びに<u>第52条第10号</u>において同じ。)の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号(アを除く。)、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第17号(ウ、ス及びセを除く。)、第18号及び第18号の3並びに第2項第1号、第11条第1項(第7号を除く。)並びに第12条第1項(第2号を除く。)の規定を準用する。</p> <p>2～5 (略)</p>
<p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、<u>電気自動車等</u>(電気を動力源とする自動車等(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。<u>第12号</u>において同じ。))をいう。以下この条において同じ。)に充電する設備(全出力20キロワット以下のもの及び全出力<u>200キロワット</u>を超えるものを除く。)をいう。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p><u>(1) 急速充電設備(全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。)を屋外に設ける場合にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料</u></p>	<p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、_____電気を動力源とする自動車等(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。_____)以下この条において同じ。)に充電する設備(全出力20キロワット以下のもの及び全出力<u>50キロワット</u>を超えるものを除く。)をいう。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(新設)</p>

改正案	現行
<p><u>で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>充電を開始する前に、急速充電設備と電気自動車等</u>との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。</p> <p>(6) <u>急速充電設備と電気自動車等</u>が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。</p> <p>(7) <u>急速充電設備と電気自動車等</u>の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。</p> <p>(8)～(12) (略)</p> <p>(13) <u>コネクター(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。)</u>について、<u>操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。</u></p> <p>(14) <u>充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。</u></p> <p>(15) <u>複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能</u></p>	<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>充電を開始する前に、急速充電設備と電気を動力源とする自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。</u></p> <p>(5) <u>急速充電設備と電気を動力源とする自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。</u></p> <p>(6) <u>急速充電設備と電気を動力源とする自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。</u></p> <p>(7)～(11) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正案	現行
<p><u>を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。</u></p> <p>(16) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>異常な高温とならないこと。</u></p> <p>ウ <u>温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。</u></p> <p>エ <u>制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。</u></p> <p>(17)～(18) (略)</p> <p>(消火器に関する基準)</p> <p>第35条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>前2項</u>の規定により設ける消火器は、令第10条第2項並びに消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。)第9条及び第11条の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。</p> <p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第52条 (略)</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p><u>(10) 急速充電設備(全出力50キロワット以下のものを除く。)</u></p> <p>(11)～(15) (略)</p>	<p>(12) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>異常な高温とならないこと。また、異常な高温となつた場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(13)～(14) (略)</p> <p>(消火器に関する基準)</p> <p>第35条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>第1項及び第2項</u>の規定により設ける消火器は、令第10条第2項並びに消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。)第9条及び第11条の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。</p> <p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第52条 (略)</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(10)～(14) (略)</p>

改正案	現行
<p data-bbox="263 197 359 230"><u>附 則</u></p> <p data-bbox="220 241 375 275"><u>(施行期日)</u></p> <p data-bbox="172 293 783 376"><u>1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。</u></p> <p data-bbox="220 387 375 421"><u>(経過措置)</u></p> <p data-bbox="167 439 783 712"><u>2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている改正後の長崎市火災予防条例第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。</u></p>	